

# コンプライアンス委員会規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟定款（以下「定款」という。）第47条の規定に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関し必要なことを定める。

## 第2章 目 的

第2条 委員会は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）のコンプライアンスのあり方を補完することを目的として設置する。

## 第3章 審 議 事 項

第3条 委員会は、本連盟のコンプライアンスに関わる計画の立案並びに研修や説明会の実施及び各地区連盟や加盟団体に所属するチームや競技者等からのコンプライアンスに関する相談、コンプライアンス違反への対応等について審議し、理事会に答申するものとする。

## 第4章 委 員 会

第4条 委員会には、委員長及び副委員長（2名以内。）のほか、委員（9名以上12名以内）を置く。

2 委員長、副委員長及び委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

4 委員のうち9名は、各地区連盟1名とし、地区連盟会長の推薦により、会長が委嘱する。

## 第5章 任 期 等

第5条 委員の任期及び解任は、定款第33条及び第34条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」又は「役員」とあるが、「委員」と読み替えるものとする。

## 第6章 会 議

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の定足数及び議事の議決は、定款第41条及び第42条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「理事会」又は「理事」とあるが、「委員会」又は「委員」と読み替えるものとする。

第7条 会長、副会長、各専門委員会委員長は、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第7章 部 会

第8条 委員会が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、各種部会をおくことができる。

2 各種部会についての必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第8章 規程の変更

第9条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

### 附 則

この規程は、2013年3月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、2015年2月3日から施行する。